

2024年5月23日

各位

会社名 株式会社ミライト・ワン
代表者 代表取締役社長 中山 俊樹
(コード番号: 1417 東証プライム)
問合せ先 取締役総務人事本部長 脇本 祐史
(TEL 03-6807-3111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月25日開催予定の第14回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①当社グループにおける今後の業務範囲の拡大と国際航業株式会社の子会社化に伴い、現行定款第2条(目的)の所要の変更を行うものであります。
- ②取締役会をスリム化し経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化を図るため、現行定款第19条(員数)の上限を21名から15名に変更を行うものであります。
- ③上記の変更に伴い、条数の整備のための所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第2条(目的) (1)~(3) (条文省略) (4) 前各号に関する測量、設計、コンサルティングおよび機材、機器類の販売、賃貸、製作、保守ならびに輸出入業務 (5)~(13) (条文省略) (14) 古物売買業 (15)~(22) (条文省略) (中略)	第2条(目的) (1)~(3) (現行どおり) (4) 前各号に関する測量、 <u>調査</u> 、設計、コンサルティングおよび機材、機器類の販売、賃貸、製作、保守ならびに輸出入業務 (5)~(13) (現行どおり) (14) <u>農作物の生産、加工、および栽培指導、栽培技術のライセンス販売ならびにこれらに関するコンサルティング事業</u> (15) 古物売買業 (16)~(23) (以下、号数繰下げ) (中略)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第19条(員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、 <u>21</u> 名以内とする。 2 (条文省略)	第19条(員数) 当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、 <u>15</u> 名以内とする。 2 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月25日(予定)
定款変更の効力発生日 2024年6月25日(予定)

以上